平成２２年（フ）第５２号
釧路市文苑３丁目１番５号　ビスケット103号
債務者　関口まどか（旧姓明日見）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１７３号
釧路市興津２丁目23番５号
債務者　小笠原美登子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２２５号
栃木県日光市千本木383番地27
債務者　永岡　賢司
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４２８号
栃木県鹿沼市千渡1834番地５、前住所栃木県宇都宮市平松本町655番地７
債務者　笹﨑　一夫
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４２９号
栃木県鹿沼市千渡1834番地５、前住所栃木県宇都宮市平松本町655番地７
債務者　笹﨑不二子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４６１号
栃木県那須塩原市東小屋177番地１　ネイチャーフィールドＥ―201号
債務者　藤田メンハッジこと　メンハッジ　ビン　ワリド
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４６４号
栃木県芳賀郡茂木町大字茂木1586番地
債務者　小林　淳一
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４７２号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町25番地１　エリール御幸ケ原Ａ―201
債務者　河津　武美
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４７３号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町25番地１　エリール御幸ケ原Ａ―201
債務者　河津　芳子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４７４号
栃木県宇都宮市宮の内３丁目187番地26　デルフィオーレＡ―202、前住所埼玉県南埼玉郡宮代町本田２丁目６番７号　リンデンハイム宮代108号
債務者　櫻井　聖使
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４７５号
栃木県宇都宮市宮の内３丁目187番地26　デルフィオーレＡ―202、前住所栃木県宇都宮市雀の宮６丁目３番50号
債務者　櫻井　康子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４７７号
栃木県宇都宮市鶴田町2685番地17　コーポ山形203号、前住所栃木県宇都宮市大和３丁目12番33号　ラプラスヤマトＢ203
債務者　今野三千代
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４７８号
栃木県宇都宮市宮原４丁目３番11号
債務者　藤野　良一
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４８３号
栃木県宇都宮市東峰町3441番地62　中示コーポ201号、前住所栃木県宇都宮市一ノ沢町261番地１
債務者　山口　明良
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４８７号
栃木県宇都宮市東岡本町355番地２
債務者　東口　洋子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係